

(別紙)

**肥料利用促進に係る今後の手続き等  
(肥料製造事業者が混合等処理する場合)**

**1. 令和5年度実績報告から支払までのスケジュール (予定)**

- ・ 本事業の令和5年度実績報告から支払までのスケジュールは、以下のとおり予定しています。
  - 4月10日(水)(レンダリング事業者→当協会) 実績報告書の提出期限  
(当協会及び農畜産業振興機構にて提出書類を審査)
  - 5月3週目(当協会→レンダリング事業者) 補助金額の確定及び精算払通知
  - 5月20日(月)頃 (機構→当協会) 精算払
  - (機構からの精算払後すみやかに) 当協会からレンダリング事業者あて支払

**2. 実績報告書の提出**

- ・ 上記スケジュールに間に合うよう、肥料利用促進に係る連携計画を作成した肥料製造事業者は4月以降すみやかに、令和5年度(4月～3月)の肉骨粉の受入及び混合処理実績を所定の様式に取りまとめた上で、レンダリング事業者に提出してください。(4月5日(金)頃目途)
- ・ 肥料製造事業者から書類の提出を受けたレンダリング事業者は、肥料利用促進に係る自らの取組状況とともに、所定の様式に取りまとめの上、適正処分に係る実績と併せて、当協会に実績報告書を提出してください。  
(4月10日(水)期限)

**3. 提出書類の作成について**

- ・ レンダリング事業者と肥料製造事業者は、それぞれ以下の書類を作成・提出してください。

**<レンダリング事業者>**

- ① 実施要領別紙様式第8号の別紙3の2(混合等処理事業者が処理する場合)「肉骨粉適正処分対策事業実績報告(肉骨粉等の利用促進)」
- ② 同別紙様式第8号の別紙3の2別添(肉骨粉等処分事業者用)「肉骨粉適正処分対策事業(肉骨粉等の利用促進)実績詳細」
- ③ ②の2の表の添付書類(混合等処理数量を証する書類)として連携計画を作成した肥料製造事業者との肥料原料供給管理票(注1)の写し(※)

<肥料製造事業者>

- ④ 実施要領別紙様式第8号の別紙3の2別添（混合等処理事業者用）「肉骨粉適正処分対策事業（肉骨粉等の利用促進）実績詳細」
- ⑤ ④の1の表の添付書類（混合等処理数量を証する書類）として肥料製造事業者が受け入れた全ての肉骨粉に係る受入・混合処理が確認できる肥料原料供給管理票（注1）の写し又は帳簿（製造日報等；注2）の写し
- ⑥ 参考様式として「2者間における令和5年度計画・実績詳細」（別添1）

※ ③と⑤で重複する肥料原料供給管理票については、どちらが準備されるか2者間でご確認・調整ください。

（注1）肥料原料供給管理票について

- ・利用促進費の交付額は、令和5年度内に混合処理した数量をベースに算定しますので、「肉骨粉適正処分対策事業のうち『肉骨粉等の利用促進』に係る一問一答集」（令和5年11月17日版；以下「一問一答集」という。）の問16及び問17に基づき、肥料原料供給管理票の【管理措置】欄に、混合等処理を行った年月日・数量を記載いただくようお願いいたします。

（注2）帳簿（製造日報等）について

- ・帳簿は、肉骨粉の受入日・数量、混合処理日・数量（出荷元が分かるもの）が確認できるものである必要があります。一問一答集の問18及び問19も参照の上、ご準備ください。

※一問一答は別添2参照

- ・ 上記書類の作成に当たっては、別添3の記載例をご参照ください。
- ・ 記載例と実績報告の様式（word ファイル）は、当協会ウェブサイトにも掲載しています。

（ 掲載ページ：トップページ - [その他] タブ  
URL : <https://www.jlba.or.jp/con04.html> ）